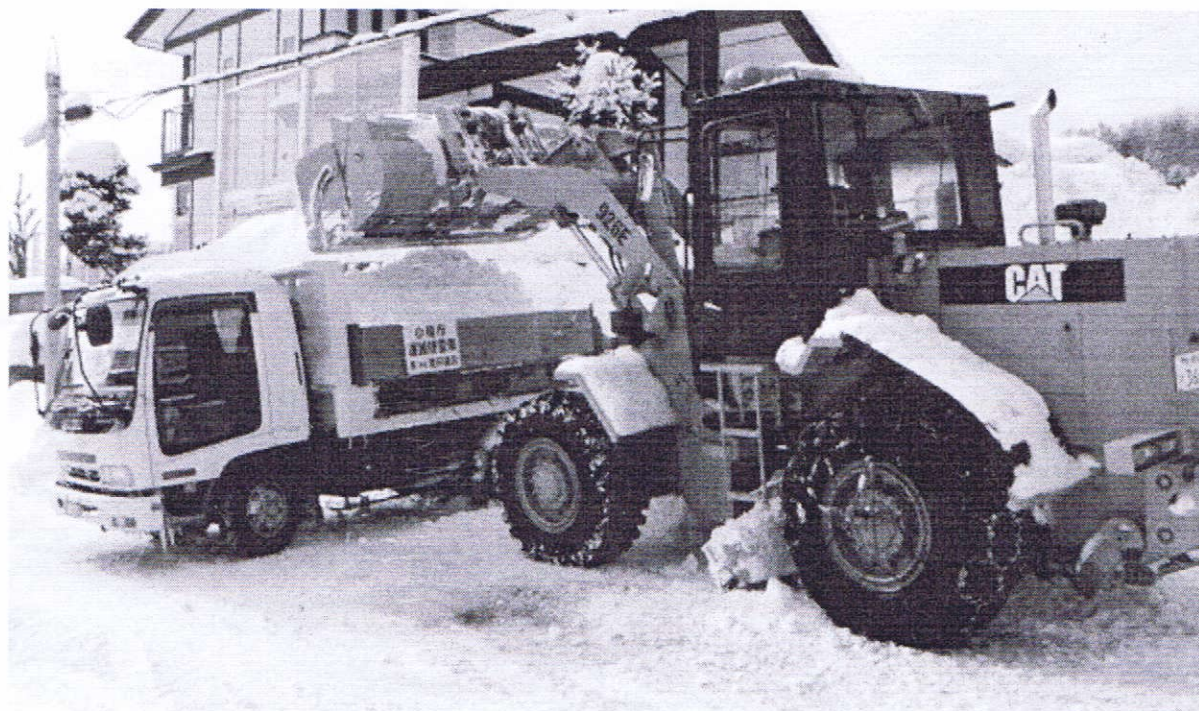


小樽市雪対策基本計画策定

第2回 分科会資料



※貸出ダンプ制度による排雪作業の状況
(4 t ダンプトラックに、タイヤショベルで積込み)

令和元年8月

小樽市雪対策基本計画策分科会 (第2回資料)

1	小樽市自治基本条例	… 1
	(1) 目的	… 1
	(2) 協働によるまちづくり	… 1
2	現在の雪対策における協働	… 2
3	雪対策における協働の課題と取組(案)	
	(1) 貸出ダンプ制度	… 3
	(2) 砂まきボランティア	… 7
	(3) 福祉除雪	… 7
	(4) ロードヒーティング整備の助成(歩道)	… 8
4	協働の新たな取組の可能性	… 9
	(1) 大型機械作業のできない場所の除雪	… 9
	(2) 雪押場、雪置場の確保	… 9
	(3) 町会活動を支える担い手の確保	…10

1 小樽市自治基本条例

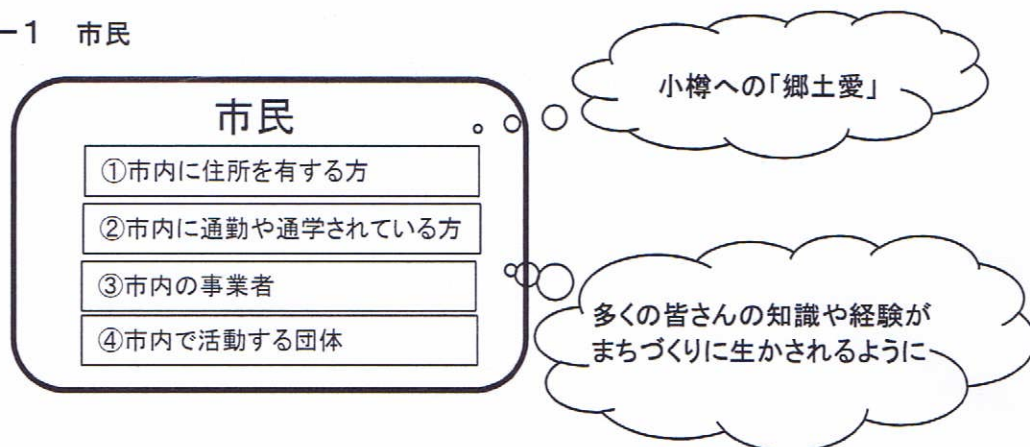
(1) 目的

小樽市自治基本条例は、平成26年4月1日から施行されています。

この条例の目的は、「豊かで活力ある地域社会の実現」です。小樽に関わる全ての人たちが、生き生きと、自分らしく、それぞれの地域で暮らすことができるように、市民の皆さん、議会、市がそれぞれの役割を理解しながら、協働（協力）によるまちづくりを進めることとしています。

そして、この条例の前文には、「誰もが安心して心豊に暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。」と記載されています。

図1-1 市民



(2) 協働によるまちづくり

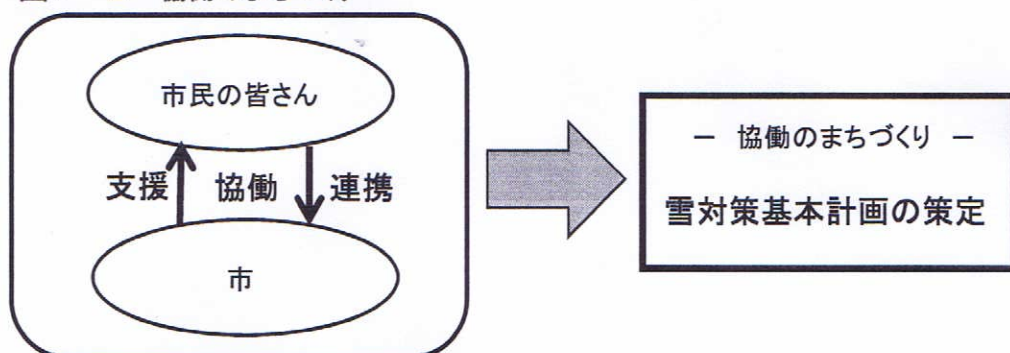
協働とは、「同じ目的のために、協力して働く」ことです。市民の皆さんが持つ多くの知識や経験を生かしていくよう、今後の雪対策の仕組みづくりに取り組む必要があるものと考えています。

自治基本条例の第9条には、次のように記載されています。

第9条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働のまちづくりを推進します。

2 市は協働によるまちづくりの実行性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

図1-2 協働のまちづくり



2 現在の雪対策における協働

本市の雪対策における協働の取組は、現在、次に示すとおりとなっています。

①貸出ダンプ制度

町会などが、自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が費用負担したダンプを無償で派遣することにより、町会などの排雪費用の軽減を図る制度です。

②砂まきボランティア

市が機械による砂散布ができない急坂・狹隘路線や歩道の滑りやすい箇所に対して、市民の皆さんに、冬期間の砂散布や、融雪期には砂回収作業の協力をお願いするものです。

③福祉除雪

冬期間の除排雪困難な高齢者世帯などに対して、小樽市社会福祉協議会と連携した支援制度を設けています。市民税所得割非課税世帯等が利用対象です。

・福祉除雪サービス事業

冬期間に、3回まで玄関先から公道までの幅1mの生活道路等の除排雪サービスを利用できます。

社会福祉協議会が、民間ボランティアからも協力をいただきながら、歳末たすけあい義援金を財源として運用しています。

・屋根雪下し助成事業

一万円を上限として、屋根の雪下ろしに要した費用を助成しています。市からの助成金で運用しています。

・置き雪除雪

市道除雪後に発生する玄関先間口の置き雪除雪を行っています。

市が予算措置を行い、社会福祉協議会と連携して運用しています。

④ロードヒーティング整備の助成（歩道）

市道の歩道にロードヒーティング設備工事を行う団体又は個人に対して、助成金を交付することにより、ロードヒーティング化の普及を図り、積雪時における歩行者の安全かつ円滑な通行を確保することを目的としています。

助成金は、工事費の1/3または1㎡当りの工事費が4,000円を上限としています。

3 雪対策における協働の課題と取組（案）

(1) 貸出ダンプ制度

1) アンケート調査

貸出ダンプ制度の利用状況を把握するために、平成31年4月にアンケート調査を実施しました。回答内容は、下表のとおりとなっています。

表3-1

アンケートの回答状況

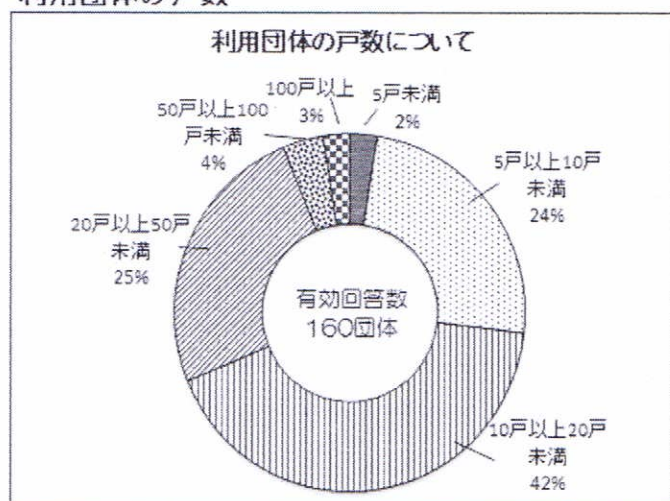
アンケート対象	調査数	回答数	回収率
① 平成30年度に貸出ダンプ制度を利用した団体(申込団体)	242 団体	160 団体	66%
② 平成27～29年度の利用団体の内 平成30年度に利用していない団体が対象	82 団体	16 団体	20%
計	324 団体	176 団体	54%

① 利用団体の戸数

アンケート調査では、利用団体の戸数規模は、20戸未満の利用団体が7割を占め、比較的に小規模な範囲で貸出ダンプ制度が利用されています。

図3-1

利用団体の戸数

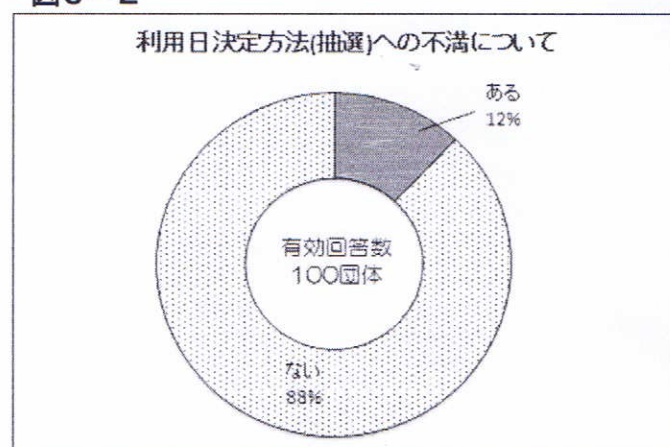


区 分	団体数
5戸未満	4
5戸以上10戸未満	39
10戸以上20戸未満	67
20戸以上50戸未満	40
50戸以上100戸未満	6
100戸以上	4
計	160

② 利用日決定方法（抽選）への不満

次に、利用日については、ダンプ台数に限りがあるため、抽選で決めますが、約9割の利用団体において「不満がない」との回答をいただいています。

図3-2



区 分	団体数
ある	12
ない	88
計	100

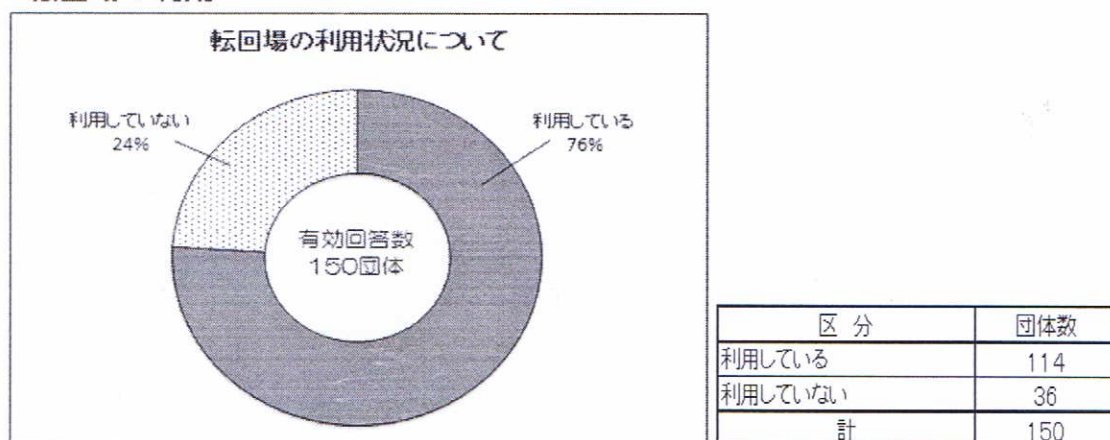
③ 転回場の利用

次に、転回場については、狭隘な道路が多いこともあり、約8割の団体が利用しています。

転回場は、積込機械（タイヤショベル）、運搬用ダンプトラックの方向転回に使用されるほか、この場所で積込作業を行う場合があります。

図3-3

転回場の利用

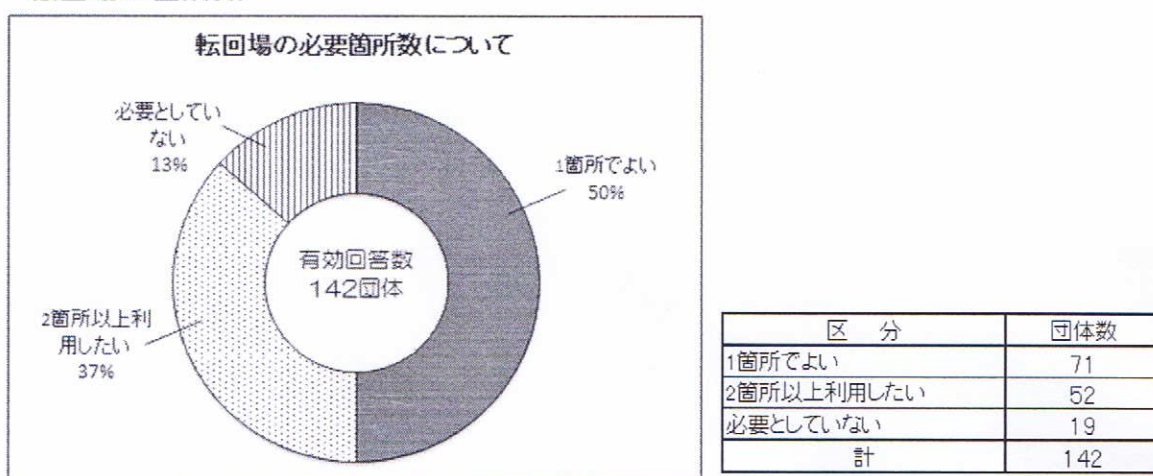


④ 転回場の箇所数

次に、転回場の箇所数については、利用団体の約5割が「1か所でよい」と回答いただいておりますが、約4割が「2箇所以上利用したい」としたいとの回答状況となっています。

図3-4

転回場の箇所数

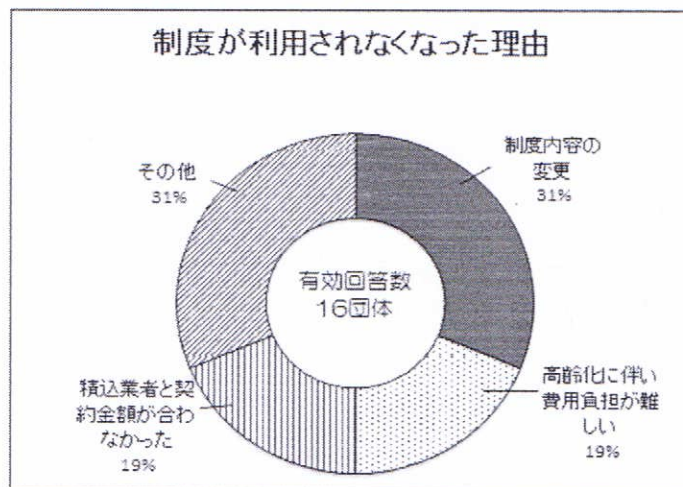


⑤ 制度が利用されなくなった理由

次に、平成27～29年度に貸出ダンプ制度を利用していたが、現在、利用されなくなった団体へのアンケート調査では、回収率は20%と低い状況でしたが、理由については、費用負担や制度変更等に起因しているものと思われます。

図3-5

制度が利用されなくなった理由



区 分	団体数
制度内容の変更	5
高齢化に伴い費用負担が難しい	3
積込業者と契約金額が合わなかった	3
その他	5
計	16

※ 制度内容の変更(参考)

- ・雪堆積場の排雪が対象外
- ・実施日数が5日から3日へ変更
- ・幅員8m以上の道路幅が8mまで
- ・排雪第2種路線が対象外

⑤ 自由記載欄の意見等

次に、アンケート調査の自由記載欄での主な御意見は、次のとおりです。

◆ 現行制度の継続を求める意見

- ・この制度は大変良いことなので、今後も続けてほしい。(21件)
- ・市民にとって大変ありがたい制度だと思う。(19件)
- ・制度には何も不満がありません(2件)

◆ 市の助成を増やしてほしいとの要望

- ・今後、高齢化等で戸数が減少し、費用負担が増える。何か助成する方法はないのか(9件)
- ・市の助成を増やしてほしい。(3件)

◆ 運用の改善を望む声

- ・雪堆積場の適用をお願いしたい。(9件)
- ・貸出ダンプを実施する前に、接続する市道を排雪してほしい

◆ 提案

- ・制度の維持のため、市民から少しでも寄付金を募ってはどうか。
- ・積込機械への一部助成を行うなどの軽減策を検討してはどうか。
- ・他の市町村を見習って融雪溝を作り、地域で利用できるようにしてはどうか。

アンケート調査からは、現行制度の継続、維持を望む声が多いものと認識しております。

2) 課題と取組(案)

課題① 道路以外の雪の排雪

これまで、市職員による現地確認のパトロールを実施してきましたが、道路以外の雪(住居等屋根の雪、駐車スペースの雪等)の排雪に、この制度が利用されている実態も、一部、見受けられます。

現制度は、道路以外の雪の排雪は対象外ですので、公平性の観点から、利用団体と何らかのルールづくりが必要と考えています。

取組①(案)

(例) 運搬費用の分担

貸出ダンプ制度の利用に合わせて、道路以外の雪を排雪することが、地域住民の要望であり、同時に行うことで効率的な排雪作業となる場合においては、利用団体が、その運搬費用を公費負担分と分けて精算するなど。

課題② 市の財政負担

貸出ダンプ制度については、排雪作業の主体が町会等の団体であります。市は申請書をすべて受理しているため、事実上、予算の管理が難しく、青天井の費用負担となっています。

厳しい財政状況の中、今後の制度見直しについては、市の予算を有効かつ適切に行うために、何らかの上限等を設定する必要があるものと考えています。

取組②(案)

(例) ・助成金制度への移行

排雪作業費用の1/2等を助成、上限値を設定する等の助成金制度へ移行します。

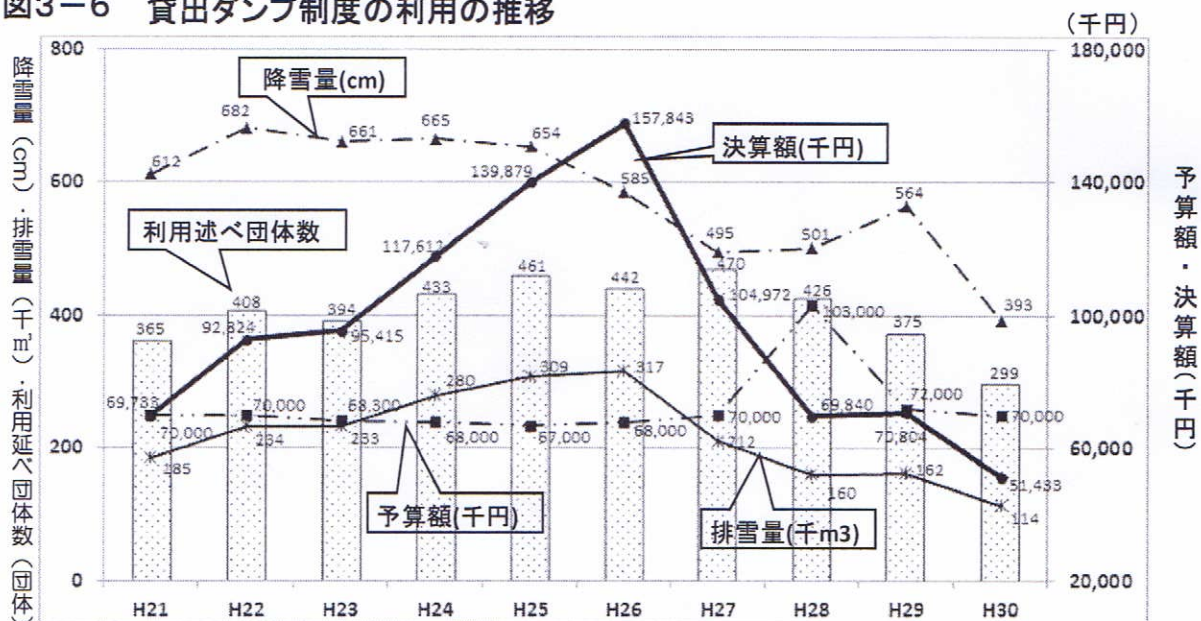
・パートナーシップ制度への移行

市が排雪作業を実施するが、町会等団体が費用の1/2等を負担するパートナーシップ制度へ移行します。

・制度の利用回数

現行制度の年2回までの利用を、年1回の利用とします。

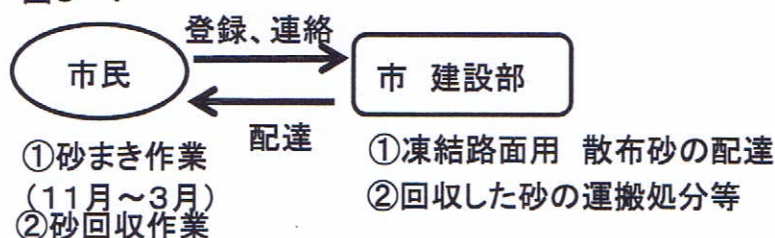
図3-6 貸出ダンプ制度の利用の推移



(2) 砂まきボランティア

砂まきボランティアは、下図のとおり、登録いただいた市民の方へ、市が散布用砂を配達することで、砂まき等の作業をお願いしています。

図3-7



1) 課題と取組（案）

課題① PR活動

砂まきボランティアの登録数が、減少傾向にあることから、この制度のさらなるPR活動等が必要と考えています。

取組①（案）

（例）砂まきボランティアのPR

広報おたる、ホームページ等で、この制度の周知を引き続き行うとともに、町会等の団体単位への御協力をお願いします。

課題② 配達作業の効率化、省力化

散布用砂は、登録していただいている方へ、市職員が戸別に配達していることから、配達作業の効率化、省力化が必要と考えています。

取組②（案）

（例）町会等団体単位への配達

町会等団体との連携により、ある程度、まとまった砂袋量と地域内の拠点となるような場所への配達作業を行うことで効率化と省力化を図るような仕組みを構築します。

(3) 福祉除雪

冬期間の除排雪困難な高齢者世帯などに対して、支援制度を設けていますが、利用対象となる世帯は、市民税非課税所得割世帯であり、民生児童委員を通じて、支援制度の利用申請を行います。

1) 課題と取組（案）

課題① ボランティアの確保

福祉除雪サービス事業は、歳末たすけあい義援金を財源に運営するとともに、民間ボランティア活動により支えられている事業でもあります。財源不足とボランティアの人員確保が必要と考えています。

取組①（案）

（例）連携協力や情報共有

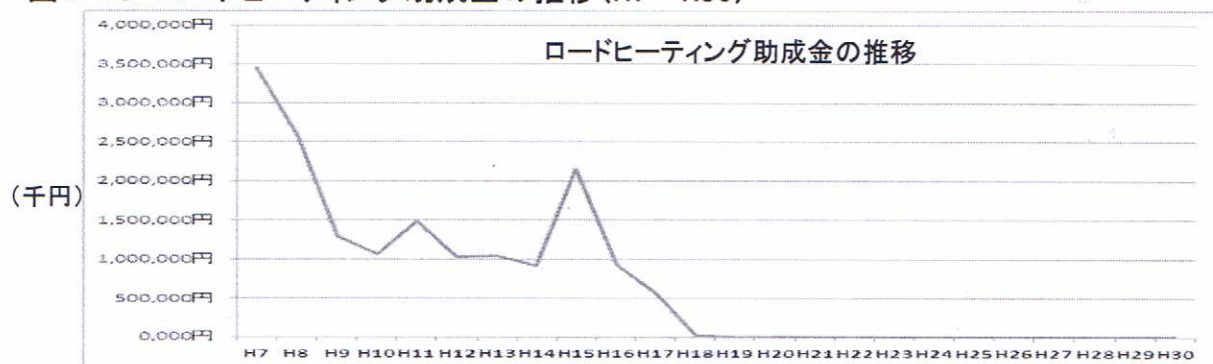
人力による作業が主となることから、地域での支え合いの仕組みについて、地域住民、民間ボランティア等の方々と連携協力や情報共有を図ります。

(4) ロードヒーティング整備の助成（歩道）

民間による歩道のロードヒーティング整備へ、市からの助成金の推移は下図のとおりです。

平成18年度以降、この助成金の利用については低迷しています。

図3-8 ロードヒーティング助成金の推移(H7～H30)



年 度	整備面積(m ²)	助成額(円)
H 7～H20	3,596	16,508,000
H21～H30	16	65,600
計	3,612	16,573,600

1) 課題と取組（案）

課題① 助成金利用の低迷

この助成金に対する民間需要が近年、低迷しておりますが、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保していくために、この制度を存続する必要があるものと考えています。

取組①（案）

冬期間の歩行者の安全確保の手段として、民間による歩道のロードヒーティング化を、引き続き、支援します。

4 協働の新たな取組の可能性について

他都市の事例等を参考に、協働の取組として、その可能性について、御意見をお聞かせください。

(1) 大型機械作業のできない場所の除雪

課題① 機械作業のできない場所の除雪

市内には、大型除雪機械（ドーザ、ロータリ）で作業できない急坂・狭隘な道路があり、また、高齢化等により置き雪等を個人で処理することが困難な方もいらっしゃいます。

取組①（案）

（例）小型除雪機械の購入または借り上げの支援

町内会等の団体の御協力により、地域の方々が小型除雪機を使用して、道路や町内に居住する高齢者宅等の除雪作業を行う場合に、市が小型除雪機の購入または借り上げの費用の一部を、町会等の団体に対して支援します。

(2) 雪押場、雪置場の確保

課題② 雪押場、雪置場の確保

道路除雪で使用する「雪押場」については、冬期間の道路幅員を確保するなど、除雪した雪を雪押場に入れることにより、効率的な除排雪作業のために必要なものと考えています。

また、地域の方々が敷地内の雪等を処理するために使用する「雪置場」の確保も、「雪押場」と合わせて確保する必要があるものと考えています。

取組②（案）

（例1）空地等情報の共有等

「雪押場」、「雪置場」の確保については、空地等を利用することになりますが、市には、公有地（道路、河川敷地、公園用地、市に寄付された土地等）の情報がりますので、地域の方々と連携、情報共有することにより、「雪押場」、「雪置場」が確保されることで、効率的な除排雪作業が可能となります。

（例2）雪押場等における固定資産税の減免等

「雪押場」、「雪置場」に使用されている土地の固定資産税の減免等の優遇措置等について、研究を進めます。

(3) 町会活動を支える担い手の確保

課題③ 町会活動を支える担い手の確保

除雪業務に携わる担い手不足と同様に、町会活動を支える担い手を確保していくことが、今後の課題であるものと認識しています。

取組③（案）

（例）小樽市町会支援員の活用

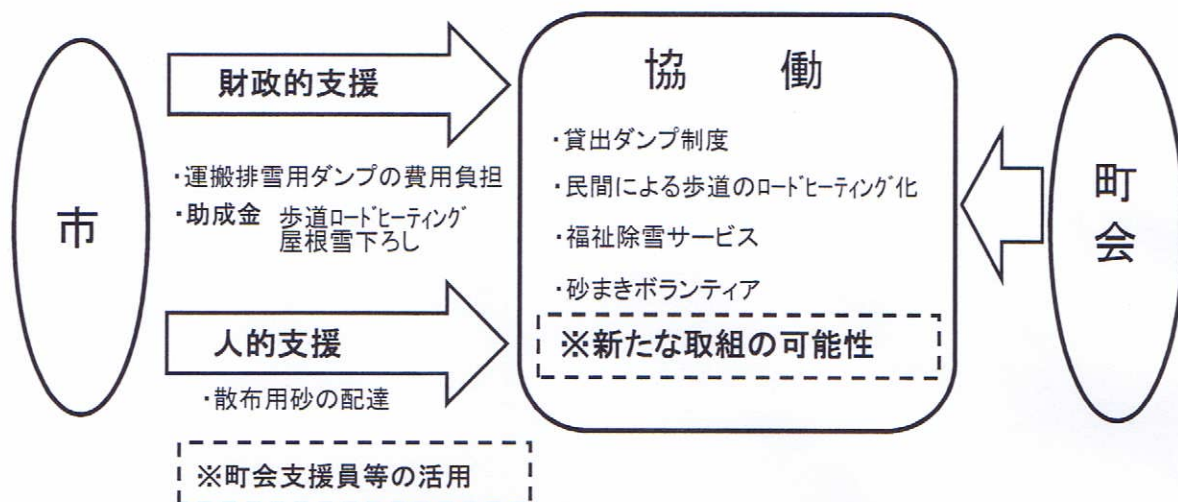
本市では、町会の自立性を尊重しつつ、市と市民との協働のまちづくりを推進するため、町会活動を支援し、及び町会の課題等の相談窓口となる町会活動支援員として、管理職にある職員を活用することができます。

町会支援員の活用は、町会からの申込みが必要となりますが、町会活動への人的支援を行うことにより、今後の雪対策においても、町会との信頼関係を築くための一役を担う制度と考えています。

※支援員の業務は、次のとおりとなっています。

- ・町会行事、地域でのイベント等における支援
- ・町会の課題に対する相談、助言及び関係部との連絡調整
- ・市に対する町会の要望等の受付
- ・その他、市長が必要と認める業務

図4-1 協働の取組の可能性



問い合わせ先

〒048-2672 小樽市塩谷2丁目10番5号

建設部 建設事業室 雪対策計画担当

TEL0134-26-0205 FAX0134-26-4469

E-mail kensetu-jigyo@city.otaru.lg.jp